

「参考見積仕様書（総合管理所警報車交換購入（仮称））」の質問に対する回答

番号	質 問 事 項	回 答
1	想定車両にオートエアコンの装備のものが無いが。	仕様について、「オートエアコン」→「エアコン」に変更します。
2	想定車両にヘッドランプが LED のものが無いが。	仕様について、「LEDヘッドランプ」→「ヘッドランプ」に変更します。
3	防水シートカバーはどの程度防水可能なものを想定しているか。	項目について、「防水シートカバー」→「シートカバー」に変更します。泥や砂等の汚れからシートを保護する機能を有することとします。
4	想定車両に装着可能なオールシーズンタイヤのサイズが無いが。	オールシーズンタイヤはインチアップ、インチダウン等を含めた装着方法を想定しています。
5	仕様の赤色灯では車両の重量バランスから装備が不可能だが。	仕様について、以下のとおり変更します。 型式：散光式警光灯 (株) パトライト社製 AJS-12HMF-SW-RR+S0691:A5A53 相当

※別添の参考見積仕様書（修正版）を参照してください。

参考見積仕様書(修正版)

令和8年1月

独立行政法人水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所（以下「機構」という。）が発注する「総合管理所警報車交換購入（仮称）」に適用する。

第2節 概要

本件は、機構が業務で使用する警報車の交換購入を行うものである。

2-1 使用目的

大規模災害時の緊急対応業務及び施設巡視業務等に使用

2-2 納入場所

愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所

2-3 納 期

令和9年2月28日まで

2-4 契約範囲・数量

本件の契約範囲は警報車の購入、装備品及び付属品の購入・取付、法手続き、納車、下取車の引取り・処分までの一切とする。

対象数量は、1台とする。

第3節 一般事項

3-1 諸法令等の遵守

受注者は、納車に際し関連する諸法令等を遵守しなければならない。

3-2 提出書類

受注者は、納車にあたり以下の書類等を提出するものとする。

- ① 自動車及び付属品に関する取扱説明書
- ② 納車時の写真（正面、左右側面、後面）
- ③ 法定関係資料（自動車検査証、自賠責保険証、車庫証明書）
- ④ その他機構が指示するもの

3-3 入札時における入札価格内訳書の提出

登録費用に関わる課税、非課税、不課税をわかりやすくするため、「別紙1 入札価格内訳書」を入札時に提出するものとする。

第4節 適用規格

納入車は標準仕様を満足し、運転操作、点検及び整備が容易であり、かつ、その使用に十分耐えうるものとする。

第5節 納入車の仕様

納入車の仕様は次の条件を満たすものとする。

なお、装備品及び公共応急作業用車両装備品の取付位置については、担当者の確認を得るものとする。

4-1 車両の用途及び台数

- | | |
|------|--------------------|
| ① 用途 | 公共応急作業車（水防活動用緊急車両） |
| ② 台数 | 1 台 |

4-2 主要諸元

- | | |
|---------|-------------------------|
| ① 車両形状 | 小型貨物車（ハイブリッド車を除く） |
| ② 全長 | 4,200mm 以上 |
| ③ 全幅 | 1,700mm 以下 |
| ④ 全高 | 1,600mm 以下（警報装置非搭載時の高さ） |
| ⑤ 最低地上高 | 130mm 以上 |
| ⑥ 乗車定員 | 5 名 |
| ⑦ ドア数 | 5 枚（客室用及び荷室用） |
| ⑧ 変速機 | オートマチック（C V T（無段変速機）含む） |
| ⑨ 駆動方式 | 4 輪駆動 |
| ⑩ 総排気量 | 1,500cc 以下 |
| ⑪ 使用燃料 | ガソリン |

4-3 安全装備

- | |
|---------------------------|
| ① S R Sエアバッグ（運転席及び助手席に装備） |
| ② アンチロック・ブレーキ・システム（A B S） |
| ③ 衝突回避支援ブレーキ機能 |
| ④ 誤発進抑制機能 |

4-4 塗装仕様

ホワイト（標準塗装色）とする。

4－5 装備品及び付属品（標準装備品を含む。）

項 目	内 容
パワーウインドウ	各座席側面
電動格納式リモコンドアミラー	
エアコン	
ヘッドランプ	
フロントフォグランプ	
カーナビゲーションシステム ディスプレイ 7 インチ以上	インダッシュ型 バックモニターカメラ付 オーディオ機能（AM/FM ラジオ付）
ドライブレコーダー （前方及び後方）	記録媒体 64GB 以上を付属すること。
E T C 車載器 ※取付位置については、担当者の 確認を得るものとする。	E T C 2.0 ユニット
U S B ソケット	1 口以上
フロアマット	全席分 （オールウェザーマット相当品）
サイドドアバイザー	全ドア
シートカバー	全席 泥や砂等の汚れからシートを保護する 機能を有すること。
ラゲッジマット	1 枚
緊急脱出用ハンマー	1 本 型式：ベルト切断機能付き 取付：運転席付近
三角停止表示板	1 個
パンク応急修理キット	1 個
オールシーズンタイヤ ※当該付属品を装着した状態で納 車するものとし、標準装備タイヤ （4 本 ホイール付き）は外した状 態で納入するものとする。	4 本 ホイール付き アイスグリップシンボル及びスノーフ レークマーク認証付き

4－6 公共応急作業用車両装備品

各装備品は、次に示すもの又は同等品以上のものを装備するものとする。

項 目	数 量	内 容
赤色灯	1 台	型式：散光式警光灯 (株) パトライト社製 AJS-12HMF-SW-RR+S0691:A5A53 相当
内蔵スピーカ	1 式	型式：散光式警光灯に内蔵可能なもの (株) パトライト社製 DU-50N 相当
電子サイレンアンプ	1 台	機能：回転／点滅切替、音声再生・録音再生 (株) パトライト社製 SAP-520PBV-K 相当
リモコンサーチライト	1 台	機能：リモコンボタン操作ライト (株) パトライト社製 HS-12B 相当 (赤色灯搭載型でも可)
マイク	1 個	機能：トークスイッチロック付 (株) パトライト社製 SDM-09 相当

- (1) 公共応急作業用車両装備品は、道路運送車両法の規定に基づき、機種を選定及び取付けを行うものとする。

なお、公共応急作業車両としての装備品代金、取り付け作業は本件に含むものとする。

- (2) 赤色灯の取り付けは、屋根に直接取り付けるものとする。取付個所は雨水が侵入しないようにするものとする。これによらない場合は、担当職員と協議により決定するものとする。
- (3) 電子サイレンアンプは、バッテリーと直接接続せずエンジンキーに連動して起動可能となるよう接続するものとする。

第6節 登録手続き等

- (1) 受注者は、機構の諸手続きを代行するものとし、登録手続き（緊急車両手続き、税金、自賠責保険等を含む。）、下取車の手続きに要する費用及び自動車リサイクル法（平成 17 年 1 月施行）に伴い発生する費用は、本件に含むものとする。

なお、下取車の自賠責保険及び自動車税の還付金がある場合は、機構に返納するものとする。

- (2) 受注者は、道路運送車両法に基づき、緊急車両としての改造を実施した後、緊急車両指定に必要な書類の作成、申請を行うものとする。
- (3) 所有者及び使用者

所有者及び使用者については、以下のとおりとする。

所有者の氏名又は名称	独立行政法人水資源機構
所有者の住所	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2
使用者の氏名又は名称	独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所
使用者の住所	愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東2-6-1
使用の本拠の位置	愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東2-6-1

第7節 下取車の仕様

- | | |
|-----------|--|
| ① 自動車名 | ニッサン ウイングロード |
| ② 車体の形状 | 公共応急作業車 |
| ③ 型式 | Y12-103938 |
| ④ 初年度登録年月 | 平成21年3月 |
| ⑤ 車検有効年月日 | 令和9年3月22日 |
| ⑥ 走行距離 | 130, 448km（令和7年12月17日時点） |
| ⑦ 車体色 | シルバー |
| ⑧ 付属品 | カーナビゲーションシステム、ドライブレコーダー、ETC車載器、赤色灯等の公共応急作業用車両装備
移動無線機 |
| ⑨ 引渡場所 | 第2節 2-2に同じ |

※下取車については、別添の車検証（写）及び付属品を写した写真を参照されたい。

下取車を使用済自動車とする場合、当該下取車の引取りは、受注者の指定引取り業者に行うものとする。また、受注者は、引取り業者に対し、車両内容等について守秘義務を負わせるものとする。

下取車を中古車とする場合、受注者は、当該下取車の引取り後速やかに名義変更の手続きを行うものとする。この場合自動車リサイクル料金は下取価格に含まれるものとする。

第8節 移動無線機

- （1）下取車に取付されている移動無線機（別添参照）について、納入車への移設を行うものとする。また、移動無線機は、バッテリーと直接接続せずエンジンキーに連動して起動可能となるよう接続するものとする。

- (2) 移動無線機の取付位置については、担当者の確認を得るものとする。
- (3) 移動無線機の取付日時については、担当者と協議の上決定するものとする。

第9節 検査

納入場所において機構及び受注者立会いの上で、本仕様書に基づく検査、外観の検査及び全般的な機能の検査を行い、確認後に引き渡すものとする。なお、機構が必要と認めた場合、他の検査を追加して行うことができるものとする。

第10節 保証

保証期間は、物品購入契約書第9条並びに各製造メーカーが発行する保証書に基づき、運転技術上の欠陥による故障以外は、無償で調整・修理を行うものとする。

第11節 その他

納入車両に対する自動車賠償責任保険に加入するものとし、自動車保険（任意）については、機構において契約を行うものとする。

第12節 疑義

契約書及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、速やかに機構と協議するものとする。

以 上